

講座 学校学 6

学校をとりまく勢力

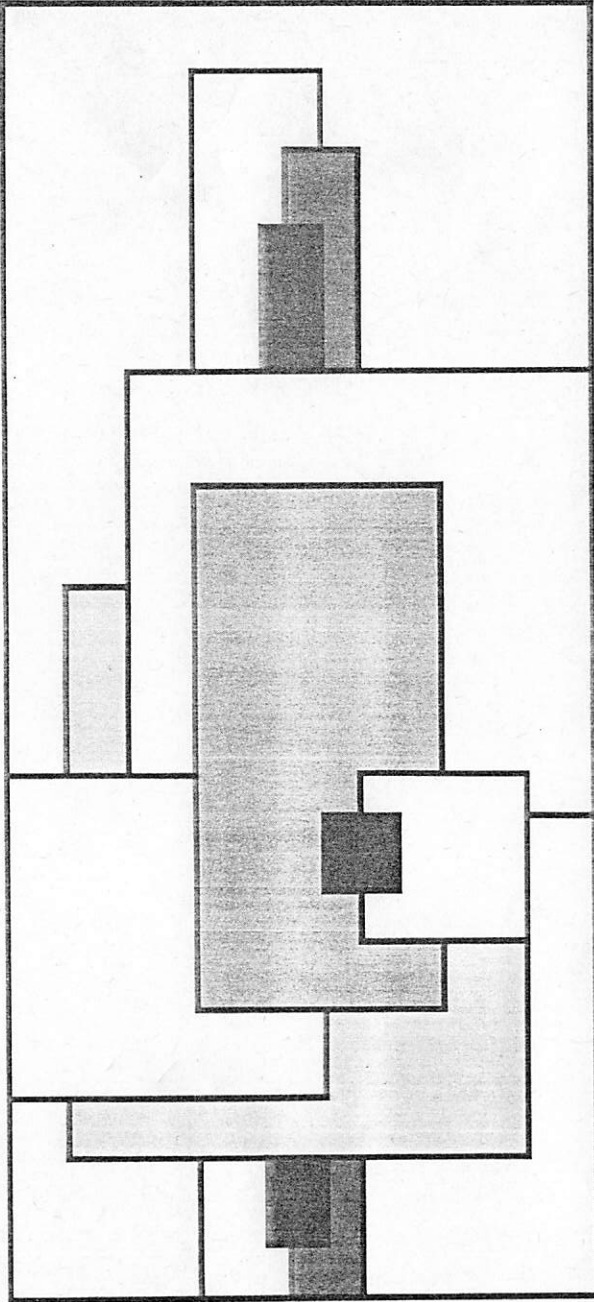
編

集

山角
本替

恒弘
夫志

第一法規



第三章 学校とPTA

馬居政幸

一 問題としてのPTA

(一) 問題の所在

PTAは、他の戦後の教育改革と同様に米國教育使節団の報告書を介し、CIEの勧告により文部省が昭和二十二年（一九四七）三月に出した「父母と教師の会—教育民主化の手引—」に始まるとされる（注1）。以後、PTAは全国の学校に急速に結成され、翌年の昭和二十三年（一九四八）四月の文部省調査によれば、PTAを結成した小中高は八二パーセントに上った（注2）。そして四十年の年月を経ての現在、小中学校で見れば、昭和六十年（一九八五）度では全国三万四〇九六校のうち、PTAの全国組織である社団法人日本PTA全国協議会に属しているPTAは三万三三三四。会員数は一三九六万一五四七人である（数字はいずれも「昭和六十年度社団法人日本PTA全国協議会要覧」による）。これに幼稚園、高等学校、大学が加わる。正に巨大としか言いようのない日本有数の組織である。

もちろん、この四十年の間、何事もなくきたわけではない。結成時の混乱、講和・独立後の政治的立場や教育委員会公選制、動評問題による対立、あるいは高度成長に伴う社会変動や教育爆発の波の中で高校増設に代表される様々な教育運動、そして地域学習や生涯教育等の新たな教育課題へと、PTAは正に日本の教育界を覆ったその時々の問題への対応を強いられてきた。また、その在り方に対し、問題点の指摘や改革案の提示が幾度かなされ、今日においてもなお批判的意見もある。だが、このような歴史は、その巨大さにもかかわらず、一部の関係者以外にあまり知られていないのではないか。

現代の教育を巡る論議の矛先が、学校と教師の問題に、また、家庭や地域の教育力に向けられることが多いとすることに異論はないであろう。とすれば、当事者である「父母（Parent）」と「教師（Teacher）」の「会（Association）」が問題解決の要として論じられても何ら不思議ではない。しかし、PTA組織関係者からの主張を除き、父母や教師が話題になっても、PTAがその解決の担い手として広く論議の主題になることは少ないのではないか。例えば、四次にわたる臨教審答申の中でPTAの文字が出てくるのはわずかに三か所。それも内容的には実質一か所である。あるいは全国の新聞記事の教育関係をまとめたニホン・ミックの「切り抜き速報 教育版」でもPTAに関する記事は毎年、数か所に過ぎない。

他方、PTAの構成員には幼稚園から大学まで通う子弟の両親がほとんどが含まれると言ってよいであろう。だが、その人たちが、自分を活動の担い手としてどこかPTA組織の一員としてさえも、とれほど自覚しているか疑問ではないか。

しかし、PTA関係の書物等がないわけではない。いやむしろ、PTA会員、特に役員を対象とする出版物はかなりの数に上る。また、雑誌「社会教育」を中心に何度か特集が組まれ、その問題点も十年一日のごとく繰り返して主張されている。

このずれの意味するものは何か。その一つは、PTAの組織と活動が各学校を単位としてなされているにもかかわらず、社会教育関係団体として位置づけられることによる議論の擦れ違いである。しかし、何よりもPTAは、その巨大さゆえに、かえって論議がPTA関係者を中心になされ、加えて門外漢には分かりにくい用語（一種のスラング）で語られる場合が多々あり、問題が一般化されにくい傾向があることも否定できまい。

スラングの存在は、その使用者が特異な言語世界を持つ独自の集団であることを示している。組織は一つの意味空間であり、機構図で描かれる組織よりも共有する意味空間の存在こそ組織の実態を明示している。普段、仲間内で何気なく使う言葉、その意味する内容を明確にすることにより、その組織特有の現実認識の構造を開示することが可能になる。そこで本章の主題である学校とPTAの関係を考察する前提として、まず、「眠れる獅子」(注3)ともいわれるPTA自体の問題点を、その構成員、特にPTA関係者の書物に多用されるが、部外者には時に意味不明な言葉を問うことからとらえてみたい。

(一) 問題理解のためのキーコンセプト

(a) ポス支配、学校後援費、父兄会、公費負担、賛助会員 いずれもPTAが戦前の物質的援助を主たる目的とする学校の後援会組織であった父兄会の性格を引き継ぐ形で成立せざるをえなかったことからくる問題。

まず、財政的基盤がない中で出発した新学制を物理的に支えたのが、各学校で結成されたPTA組織を介した父母の援助であったこと。そのために地域有力者を会長とするPTAもあり、その保守性と当時の民主化への思潮とが対立する場面が各地で見られたこと。また、援助をてこにした学校人事への介入や各種選挙の手段としてPTA組織が利用されること等への危惧が、PTAのポス支配批判として提起される。その後、物質的援助の問題は公教育における公費負担問題に、また、父母以外の会員の問題は、財政的ではなく社会教育活動への参加を主目的とするOB会員としての賛助会員の論議に引き継がれる。

(b) 金の切れ目が縁の切れ目か 昭和三十年代後半から四十年代にかけて、後援会的性格から社会教育関係団体へと脱皮するPTAに対し、その存在を無用視する学校管理者を揶揄した言葉(注4)。

昭和四十二年の東京都教育委員会の通達「義務教育における私費負担の解消について」や文部省の教材整備十年計画の発足等により、全国的にPTAによる後援会費を廃止する施策が自治体によりなされた。その結果、PTAは、改めてその役割を問われ、社会教育関係団体としての成人教育活動や青少年健全育成のための地域活動等が課題視された。だが、それは主としてP会員の課題としてのみとらえられることが多く、T会員の無関心と、それへのP会員の不満、PTAの広報活動や学校の教育方針をめぐってのP会員とT会員の対立、学校管理者のPTA無用視等の指摘がなされるようになった。

(c) PTA党 PTAは非営利、非党派、非政党を原則として出発した。だが、PTA組織が特定の政治的利害(イデオロギー)に基づく運動や選挙に利用されることを避けるあまり、政治や教育運動自体に無関心になることを危惧する観点から提起された問題を象徴する言葉(注5)。

PTA組織による政治的活動の在り方の適否の問題は、①勤評問題、ベビーブーム世代の進学に伴う高校増設運動、教育基本法・児童憲章への評価、平和運動の進め方、人口急増地域における新設校増設運動等、その時々々の教育問題に対して、また、②一般的には子供の教育環境・条件を改善するうえでの法制化の運動や陳情等の方法に対して、そして、これらの問題を含め、③各種PTA活動や研修等と政党や教員組合、あるいは教育委員会とPTA組織とのかかわりをめぐって、種々論議されて今日に至っている。なお、政治活動に限らず商品の販売等PTA組織が特定の利害と結び付くことをいかに防ぐかという問題も、繰り返し論議されてきている。

(d) 自動加入(網羅会員制)、任意加入(有志会員制) PTAの加入システムに伴う問題を示す言葉。

日本のはとんどのPTAでは、会員を子供の入学とともに自動的に加入させる網羅会員制を採っている。この制度は、組織的には会員を恒常的に維持できるものの、会員意識の希薄化により実質的な活動を停滞させるマイナス

面を持つ。そのため、活動の活性化を図るために、また、自主的団体であるPTAの本旨に基づき、加入を個人の任意にする有志会員制を採るべきだとする意見・運動もある。しかし、大勢的には、会員確保を優先させた自動加入を前提に、入会前後の案内・教育の強化や活動過程を通じた会員意識の育成を重視する方向で活性化を図るべきだとする考えが強い。

なお、日本が手本としたアメリカのPTAは有志会員制である。

(e) 子供人質論、廊下父母会、下駄箱PTA、バー(PA) いずれも、P会員、特に母親とT会員の関係の問題を端的に示す言葉。

学校での子供の教育・評価の全権を保持するT会員に対し、少しでも我が子に不利にならないように不満や批判をいつさい控え、学校側に都合のよい押し付けにも文句を言えないP会員の心情を示すのが子供人質論。教室や会場では、さも熱心にT会員の発言に耳を傾け、静かにうなずいていたはずのP会員が、教室を出るやいなや廊下や下駄箱の前で、一斉に不満や批判をしゃべり出す様を廊下父母会、下駄箱PTAと名付ける(注6)。逆に、PTAの活動が、T会員の無関心や時間外労働批判等により実質的にはP会員のみでなされることが多いにもかかわらず、役員選びに始まり、会合運営、事務処理に至るまでT会員の手を煩わさなければ維持できないP会員の無力さを、T会員の立場から皮肉ってPTAからTを除けばどうなるかを表現したのがバー(PA)(注7)。

(f) バット(P) タノシク(T) アンブカイ(A) 子供の教育から離れた会員親睦会、成人学習の名のもとに、ママさんバレー、父親ソフト、料理・着付け教室等のみ熱心なPTA活動を批判して作られたPTAの読み替え(注8)。

その当否は別として、後援会的ではない社会教育関係団体としての活動を模索するPTA組織の戸惑いを象徴する言葉とりたい。また、その背後に、成人教育の理念の強調と会員意識の低下が同時平行的に進む中で、会員の

関心(特に父親)を学習活動により高めよとの要請がある一方で、組織活動どころか子育てに専従し、家庭以外の世界の経験が皆無に近い母親の善意により担われるPTA組織の実態があることを指摘しておきたい。

(9) PTA無用論、PTA解体論 文字どおりPTAを無用、もしくは解散すべきだとする論だが、その理由には相反する二つの論点が見られる。

第一は実質的擁護論。PTAが子供の健やかな成長を願う父母と教師からなる社会教育関係団体としての本来の姿になることを願い、現状では無用であり、解散をして作り直すことを提起する論。後援会的性格、ボス支配、選挙・営利利用、少数の役員のみで運営されるPTAのサロン化、子供の教育のための学習を忘れた活動といったことへの批判が典型。

第二は、逆に実質的解散論。後援会でなくなったこと、活動への参加に加え、運営上の事務処理等の教職員への負担が大であること、学校教育を正常に進めるうえで父母会もしくは必要に応じてつくる委員会でも十分であり、むしろ、そのほうが役員人事・組織維持の問題に悩まされずにすむこと等がその理由として挙げられる。

なお、最近の新設校では後者の立場からPTAが結成されない場合もある。

(h) タンビー(単P)、ケンビー(県P)、ニッピー(日P)、カンフロ(関フロ) 全国のPTAの連合組織である社団法人日本PTA全国協議会を中心にした各PTA組織の略称。タンビーは各学校のPTA、ケンビーはその県単位の連合組織(協議会)、そして全国組織をニッピー(日P)と呼び、更に全国を九つのブロックに分け、そのうち関東ブロックがカンフロ(関フロ)となる。

このような略称の存在は、PTAの歴史とその組織の強度・規模を示すとともに、相互の連携による有機的な組織活動が進められる可能性と、この略称の単位がそのまま一種の輪切り構造として、各段階での独自の組織と活動

を生み出す可能性があり、そのことが時代の変化に即応した組織と活動の対応を妨げる場合もあることを指摘しておきたい。

なお、単Pと県Pの間に郡市レベルの連合組織があり、また、同様の組織構造と問題を持った組織として青年団と婦人会があることを付記しておく。

(i) 名前会員、会費会員、行事会員、生活会員 二宮徳馬によるPTA活動への参加の積極度に応じた会員の分類(注9)。上から、ただ名簿に名を記されただけの者、会費を出さただけで任務を果たしたと思う者、行事には出席するがそれだけで足りりとする者、PTAの活動が日常生活に生かされそれが新たな活動の基盤となる者を、それぞれ意味する。この分類はPTAが会員数や組織形態などの全体としての巨大さではなく、会員一人一人の次元から判断する必要があることを暗示している。

以上、PTAの問題点を説明するためにPTA特有の言葉を九種採り上げ、その意味と背景を考察してきた。そこで次に、各コンセプトにより開示された問題点を相互に関連づけながら、問題をとらえる視点を提起したい。

(三) 問題への視点

(1) 巨大さの神話

PTAは果たして明確な輪郭を持った一つの組織なのか。確かに機構図として示される組織はある。役員もいる。文部省の参考規約を模範に単Pから日Pまで、いずれのPTA組織も明文化された規約を持ち、理念もそれなりに明確である。差はあるが、なにがしかの活動もなされている。組織でないといえは嘘であろう。しかし、ほぼある

年代の子供を持った日本国民と、教師という職業に就き、特定の学校に赴任するや否や、すべてに近く自動的に登録される組織というのは通常の意味の組織と言えるであろうか。その構成員は、一般的な「子供は」「母親は」「父親は」「教師は」という言葉が使われる文脈での意味とどう異なるのか。加えて、コンセプト(d)、(i)が示すように役員とその周辺にいる人を除き、その多くが会員としての自覚のない人から構成された組織である。とすれば、会員―役員―会長といったヒエラルキー機構は役員配置図に過ぎない。むしろ、多様な質の集団からなるアモルファな集合体をベースとして、コンセプト(h)で示した単Pから日Pまでの役員が同心円的に重なった多重構造としてとらえたほうが、より実態に即しているよう。

例えば通常、日常的に「PTAは……」という文脈で使用される場合に最も多く意味される対象である各学校のPTAの場合、PTA会員全体が対象であるとき、PTAという言葉は「父母」「教師」と同義であり、実質的な意味を持たないのではないか。会員として自覚ある者からPTAという言葉の独自性が機能すると言える。また、会員として積極的に活動している人たち(必ずしも役員とは限らない)の場合でも、個別PTAとしては学校との関係が主であるが、連合組織を前提とした単Pという次元では学外機関との関係が主となる。主体は同一でも、その問題の質は異なる。更に、郡市―全国までの各連合組織それぞれの段階では、個別的な父母あるいは教師という役割からではなく、各連合組織の役員としての役割が優先する独立した組織としての問題が生じてくる。そして、いずれの場合も、父母か教師か、その両者を含むものかどうかで問題の質は異なる。

要するに、PTA問題への視点の第一は、PTAを巨大な一つの運動体や組織として考えることをやめることである。

(2) 組織運営と活動形態の問題の多重性

第二の視点は、問題がPTAの組織機構とその運営にかかわるものなのか、活動内容とその形態にあるのか、あるいは両者の関係性にあるのかを見極めることである。

例えば、コンセプト(a)が提起する問題では、当該校に子供を通わせる父母以外の地域の有力者が会長に任命され、加えて会長の恣意性で組織が動かされるという組織の機構・運営上の問題と、学校への物理的援助という活動が一体になったときに生じる問題である。したがって、問題が会長にかかわることであれば組織上の改革が必要であり、物理的援助が問題であれば活動の見直しが必要となる。逆に、会長の選出をいかに厳密に規定したとしても後者の問題は解決されず、物理的援助という活動がなくなろうとも、運営方法の改善がなされない限りボス支配の問題は起こりうるであろう。

コンセプト(f)の場合、表に現れた問題は活動形態にある。しかし、その背後に未経験の母親によってしか運営できない役員体制があるとすれば、むしろ、組織・運営上の問題として対処すべきである。あるいはコンセプト(d)は、会員意識の低下を会員の加入方式という組織上の問題からとらえ、それを活動形態により対処しようとするものである。だが、会員意識の低下は会員のニーズに活動内容や形態が対応できない場合にも生じ、むしろ現状ではこの要因が強いのではないか。もし会員意識向上のため任意加入という組織上の対策を採れば、問題の解決とともにその存在も消滅するPTAも多いのではないかとすれば、この問題は活動上の問題として対処することが適当と思える。が、それはコンセプト(f)が提起する組織上の問題とセットであることを忘れてはならない。

(3) 学校、行政(教育委員会・警察等)、地域、そして父母の問題との峻別

PTAの問題とされる中に、PTAというより学校を始めとしてPTAにかかわる他の組織や運動の問題としてとらえるべきものが多々ある。これが視点三である。

その最も大きな問題はコンセプト(b)や(e)に見られるように、学校とのかかわりである。いずれもT会員の無関心や無理解、それに対するP会員の不満や批判が問題である。だが、これはT会員とP会員の問題というより、むしろ現代日本の学校という教育制度の問題とすべきであろう。T会員の無関心を非難する前に、教職という職業を構成する要因の中にPTAという教師の在り方がどのように位置づけられ、それを現実化させるための制度上の保障がいかに配慮されているかが問われねばならないのではないか。

その他、学校後援費の問題が教育財政の問題であることはあえて言うまでもないことであろう。また、PTAの問題と父親や母親であることに伴う問題一般とは明確に区別すべきである。同様に地域の問題や交通問題、非行問題がそのままPTAの問題でもない。もちろん、これらの問題にPTAは無関心であつていいということではない。PTAという組織と活動がなしうることを明示するためには、まず、問題の責任の所在を明確にする必要があると考えるからである。また、すべてがPTAの課題としてとらえられることにより、かえって問題解決への糸口が閉ざされることを恐れるからである。

(4) 問題の背後にある理念への問い

あることが問題として把握される場合、その前提には一定の理想像や理念が存在する。逆に、その理想像や理念が不適切な場合、問題視自体が無意味となる。したがって、問題を厳密にとらえるためには、その前提にある理念の把握が重要である。これが第四の視点。

理念が一定の社会状況の中でとらえられるとき、政治的利害と結び付いたイデオロギーとして理解される場合が往々にしてある。特に教育に関する問題については、その傾向が強い。その典型がPTAと政治活動のかかわり方であろう。そのさい、通常はコンセプト(c)が示すように政党活動と政治的活動とを区別し、後者がPTAの課題として理解されてきた。だが、より重要なのは政治的活動として対象が採り上げられるさいの判断の基準。保守系を支持する人と中道系や革新系を支持する人とは、その基準は異なる。政治的信条による結社ではないPTAの政治的活動の可否は、このような会員間の判断の基準の異質性・多元性を前提にいかにか合意を形成するかに係っている。

ところで、前提にある理念の次元から問題把握する視点は、政治的側面のみではなく、コンセプト(a)・(i)までのすべての問題に向けられねばならない。例えば、九種の問題のほとんどが、結成時から四十年間指摘され続けてきたものである。しかし四十年間、同一のことが問題になるということは、むしろ、その問題の立て方自体に、すなわち理念や理想像に問題があると考えるべきではないか。したがって、理念の次元からの問題把握は、単に理念の明示にとどまらず、その問題自体の適否にまで進むであろう。そして今日、最も必要なのが、この問題自体を問題視する視点であると考える。

そのために、まずなさねばならないことが第五の視点である。

(5) 実態に即して

原点に帰れとよくいわれる。その精神を否定するつもりはないが、もし原点を設立当時の理念に戻れというのであれば疑問。例えば、日本のPTAと日本が模範にしたアメリカのPTAとは、移入された時点から似て非なるも

のであった。また、廃墟と貧困の中で、民主化を理念としつつも戦前の学校後援会や父兄会、母親会等の「衣替え」として出発したPTAの原点とは何なのか。設立当初の理念が、史上だれもが体験したことのない強制としての豊かさゆえの問題の解決を迫られる現代に、「子供のために」という抽象化した次元での共通性を認めえても、どれほど有効だろうか。むしろ、抽象的理念からの安易な問題解釈は、現状の担い手の動機や苦心を無視することになりはしないか。主たる構成員が未経験なアマチュアであり、個別的な日常活動が問われる組織にとっては、抽象的理念による断罪は、問題の本質を見失わせ、解決への意欲を棚上げにしてしまうのではないか。まして、その理念が今日の変化した社会状況の中で有効性に疑問があるとすれば。

四十年を経てもなお組織としての不完全さは、逆に不完全とされる組織実態自体が、PTAのあるべき姿を体現しているのではないか。今なすべきことは、現状の組織と活動の実態を批判するためではなく理解するために、つぶさに確認することから始めるべきである。

そこで次節で以上五つの視点に応じて、まず、PTA全体の概要と連合組織―単位PTAの実態をとらえ、また、学校の中のPTAの活動を明らかにすることから、学校との関係を中心とした今後のPTAの課題を提起したい。ところで、各学校に設けられたPTAの組織や活動の実態について書かれた書物や報告書は数多い。だが、その多くは、役員としての経験談や、顕著な活動・実践の紹介・報告か、一定の理念からとらえたPTA論であり、全国規模で実態を調査したものは少ない。その数少ない例が日本PTA連絡協議会による「PTA基本調査報告書」である。そこで、この資料により全国の概要を把握し、次いで静岡県を対象に連合組織と単位PTAの問題、そして個別PTAの学校の中の実態をとらえたい。

二 実態としてのPTA

(一) 実態の概要——日本PTA基本調査報告書から

「PTA基本調査」(注10)によると昭和五十八年(一九八三)十月現在で、全国公立小中学校の中でPTAが組織され、日本PTAに加盟している学校が九六パーセント(小学校九五・四、中学校九七・五)。日Pに加入していない学校を入れるとPTAの組織率は更に高いものとなる。しかし、問題は、その質である。表1は会員の決め方を「世帯単位」「児童・生徒単位」「父母別々」の三種に分類したものである(前章のコンセプト(d)参照)。

全体的には「世帯単位」が九一・三パーセントと大勢を占める。逆に「児童・生徒単位」が四・一パーセント、「父母別々」が四・六パーセントと併せても一〇パーセント以下である。しかし、各協議会単位に見ると少し様子が異なる。「児童・生徒単位」と「父母別々」の一〇パーセント以上を採り上げ、高い比率の順に挙げると、「児童・生徒単位」では、①大阪市二一・八、②東京都公立中一九・六、③福岡一八・六、④神戸市一七・六、⑤名古屋市一三・八、⑥大阪府二三・五となる。また、「父母別々」は、①大阪府四七・〇、②京都市四〇・七、③大阪市三七・〇、④京都府一九・一、⑤東京都小一五・二、⑥神戸市二三・七、⑦川崎市一一・六の順である。いずれも大都市である。自動加入か任意加入かという問いではないため、必ずしも明確ではないが、少なくとも「世帯単位」よりは「児童・生徒単位」と「父母別々」のほうが、個人としての会員の自覚を求めたものとして理解できよう。大都市を中心にPTAへの参加の意識は変化してきているようだ。

表1 単位PTAの会員の決め方の比率(数値は%)

協議会名称	世帯単位	児童・生徒単位	父母別々
北海道父母と先生の会連合会	95.9	1.7	2.5
札幌市PTA協議会	98.3	0.4	1.3
青森県PTA連合会	97.3	2.4	0.3
岩手県PTA連合会	98.7	1.0	0.3
宮城県PTA連合会	99.6	0.2	0.2
秋田県PTA連合会	94.0	4.5	1.5
山形県PTA連合会	91.6	8.2	0.2
福島県PTA連合会	95.9	3.8	0.3
東京都小学校PTA協議会	77.8	7.0	15.2
東京都公立中学校PTA協議会	74.3	19.6	6.1
新潟県小中学校PTA連合会	94.7	4.6	0.7
茨城県PTA連絡協議会	96.7	2.6	0.8
栃木県PTA連合会	98.3	1.2	0.5
群馬県小中学校PTA連合会	93.6	4.5	2.0
埼玉県PTA連合会	97.3	2.2	0.4
千葉県PTA連絡協議会	97.9	1.8	0.3
神奈川県PTA協議会	92.5	0.2	7.3
川崎市PTA連絡協議会	83.7	4.8	11.6
横浜市PTA連絡協議会	83.2	6.9	9.9
山梨県PTA協議会	94.8	2.9	2.3
長野県PTA連合会	97.7	1.2	1.0
静岡県PTA連絡協議会	94.9	4.9	0.3
愛知県小中学校PTA連絡協議会	95.3	1.7	2.7
名古屋市立小中学校PTA協議会	85.9	13.8	0.3
三重県PTA連絡協議会	93.3	1.5	5.2
岐阜県PTA連合会	96.5	1.8	1.7
富山県PTA連絡協議会	94.0	4.8	1.2
石川県PTA連合会	90.8	6.8	2.4
福井県PTA連合会	92.4	5.5	2.1
滋賀県PTA連絡協議会	96.3	0.3	3.3

表2 単位PTAの女性の会長・副会長の比率（協議会名は表1に準じる）（数値は%）

協議会	女性の協議会		女性の協議会		協議会	女性の協議会		
	会長	副会長	会長	副会長		会長	副会長	
北海道	1.0	28.2	長野県	0.2	37.2	岡山県	1.3	35.0
札幌市	3.0	43.8	静岡県	0.4	23.6	広島県	1.2	33.2
青森県	1.4	22.7	愛知県	1.5	37.3	広島市	7.9	46.2
岩手県	1.0	9.6	名古屋市	3.8	58.4	山口県	0.7	43.3
宮城県	3.8	34.1	三重県	0.3	36.1	徳島県	2.5	26.4
秋田県	0.2	22.3	岐阜県	0.8	32.1	香川県	0.7	29.6
山形県	0.0	14.0	富山県	0.3	32.0	愛媛県	0.9	45.6
福島県	0.5	26.9	石川県	0.5	29.4	高知県	2.6	27.7
東京都小	17.6	54.1	福井県	2.1	33.9	福岡県	1.3	42.5
東京都中	18.3	54.4	滋賀県	0.7	44.8	北九州市	4.1	42.3
新潟県	0.5	25.2	京都府	2.8	46.2	福岡市	1.6	54.9
茨城県	0.6	19.0	京都市	4.5	42.5	佐賀県	0.0	39.5
栃木県	1.8	22.9	大阪府	2.5	51.6	長崎県	2.3	45.0
群馬県	0.8	39.5	大阪市	2.8	50.9	熊本県	1.1	41.1
埼玉県	10.7	44.1	兵庫県	4.7	47.4	大分県	1.1	41.5
千葉県	7.9	40.6	神戸市	12.3	65.1	宮崎県	0.5	46.8
神奈川県	9.2	43.1	奈良県	7.1	39.4	鹿児島県	2.4	36.5
川崎市	6.1	52.8	和歌山県	0.9	31.3	沖縄県	2.8	32.7
横浜市	15.6	69.1	鳥取県	0.5	33.0	全 国	3.0	36.0
山梨県	0.3	29.9	鳥根県	1.2	37.1			

協議会名称	世帯単位	児童・生徒単位	父母別々
京都府PTA協議会	80.9	0.0	19.1
京都市PTA連絡協議会	52.3	7.0	40.7
大阪府PTA協議会	39.5	13.5	47.0
大阪市PTA協議会	41.2	21.8	37.0
兵庫県PTA協議会	90.8	2.8	6.4
神戸市PTA協議会	68.6	17.6	13.7
奈良県PTA協議会	95.7	2.8	1.4
和歌山県PTA連合会	93.7	2.5	3.8
鳥取県PTA協議会	97.3	2.3	0.5
島根県PTA連合会	98.3	1.0	0.7
岡山県PTA連合会	89.5	9.4	1.1
広島県PTA連合会	95.3	3.5	1.2
広島市PTA協議会	92.1	4.0	4.0
山口県小中学校PTA連合会	91.4	3.2	5.5
徳島県PTA連合会	93.5	4.2	2.3
香川県PTA連絡協議会	95.1	3.9	1.1
愛媛県PTA連合会	95.4	1.8	2.7
高知県小中学校PTA連合会	95.8	1.4	2.8
福岡県父母教師会連絡協議会	92.5	4.9	2.6
北九州市PTA協議会	90.7	8.8	0.5
福岡市PTA協議会	81.4	18.6	0.0
佐賀県PTA連合会	97.3	2.3	0.4
長崎県PTA連合会	98.6	0.7	0.7
熊本県PTA連合会	97.4	1.9	0.7
大分県PTA連合会	93.2	3.7	3.1
宮崎県PTA協議会	95.9	1.0	3.1
鹿児島県PTA連合会	98.0	0.7	1.2
社団法人沖縄県PTA連合会	92.0	5.6	2.5
全国統計	91.3	4.1	4.6

表5 未組織校の多い連合組織の未組織校数とその理由・設立の見通し（数値は実数）

県名	未組織校数		PTA未組織の理由							設立の見通し		
	小学	中学	新設校であるため	父母が積極的でない	学校が積極的でない	地域の実情により困難	父母会だけでよいから	必要がないから	その他	準備中	努力中1年以内	当分見込はない
千葉県	60	31	20	7	0	18	34	2	12	16	6	67
埼玉県	40	8	12	8	1	15	7	1	4	8	10	29
東京都	29	26	14	3	1	12	17	0	28	9	8	34
神奈川県	23	11	17	2	1	5	3	2	4	7	8	19
横浜市	14	5	8	1	0	2	2	0	6	5	7	6
大阪市	6	4	3	0	0	3	0	4	0	2	0	8
神戸市	21	21	10	1	0	8	2	0	0	5	0	16
全国	213	88	94	22	3	70	68	9	58	63	40	190

表6 都市P連事務局員構成と事務所設置場所の全国集計（ ）内は各表の構成比

事務局員の構成				事務所の設置場所				
有償	無償	行政機関	合計	独立	学校内	教委内	その他	合計
158 (12.2)	931 (71.9)	206 (15.9)	1,295 (100.0)	28 (2.1)	1,063 (80.3)	188 (14.2)	44 (3.3)	1,323 (100.0)

*調査時の全国都市P連数は1,776。各表の合計との差が「局員・事務所なし」か「無回答」かは不明

表4 単位PTA専門委員会設置率

委員会名	設置率
総務・財政・組織	38.5%
広報	66.7%
厚生・食	52.6%
研修	45.2%
成人教育	30.6%
環境	39.4%
健全育成	27.7%
校外指導	63.8%
教育問題	7.2%
進路	6.4%
交通安全	17.8%
学級	39.9%
学年	46.2%
母親	16.7%
父親	4.9%

表3 単位PTA役員設置率

役員名	設置率
会計	94.0%
書記	80.2%
常任理事	28.9%
理事	32.2%
顧問	44.5%
相談役	17.4%
常任委員	30.7%
委員	55.6%
評議員	27.7%
幹事	34.8%
監査	74.7%
委員会委員長	66.9%

更に表2はPTAの会長・副会長の女性の比率である。ここでも大都市の女性の比率が高いことが指摘できる。都市における個人主義的行動様式と女性の発言力の増大は、確実にPTAにおいても進んでいるようだ。もともと、PTAが女性により担われていることは既に常

識の部類であろう。とすれば、実際の活動状況に合う形で組織が変容し、リーダーの実質化が進行していると言わなければならない。このような傾向が都市化の進行に伴い広がるかどうかは即断できないが、可能性は少なくない。

では、次に単位PTAの組織構成の傾向を見るに、表3は各PTAに十二項目にわたり役員の有無を調査した結果である。一応、五〇パーセント以上のPTAがあると答えた役職は、①会計九四・〇、②書記八〇・二、③監査七四・七、④委員会委員長六六・九、⑤委員五五・六の五種である。実質的にPTA組織を運営していくうえで必要なのが上位三役員であり、それに委員と専門委員会の委員長がいれば活動はなされるということを物語っているであろうか。逆に、①会計の場合は六、②書記は一九・八、③監査は二五・三、とそれぞれの役員のいないPTAは組織をどのように運営しているであろうか。また、委員会委員長がいらない三三・一パーセントのPTAでの

図1 静岡県から見たPTAの連合組織

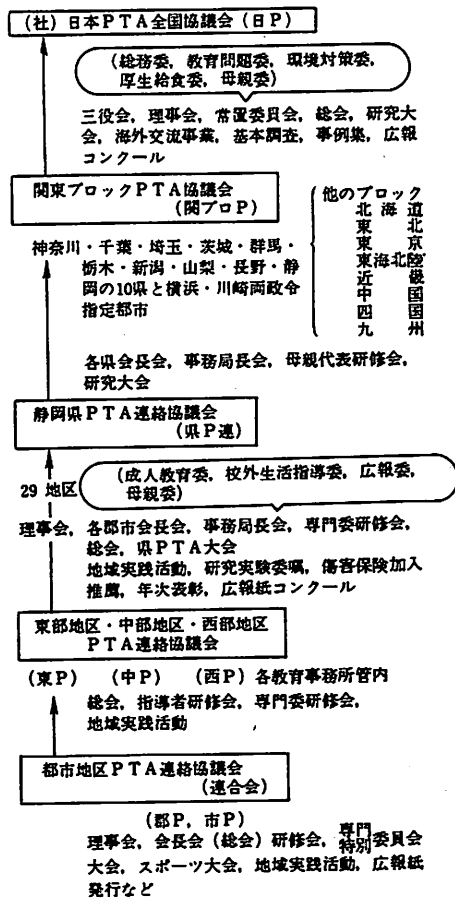


表7 静岡県教育委員会青少年課のPTA参加事業一覧

青少年環境整備審議会委員、非行防止大会、駅頭啓発、一斉補導(市町村単位)、静岡県青少年育成会議運営委員と一般参加、少年の主張、静岡県青少年会議参加、青少年健全育成強調月間静岡県大会
--

組織は、それぞれ会長をはじめ役員体制を完備し、図1に示された活動を主催している。また、その役員や活動への参加者は、それぞれの連合組織に属する単位PTAから選出・動員される。このように表現すると、巨大な中央集権システムをイメージするが、果たしてその実態は。

静岡県の場合、県内の単位PTAは八〇三(昭和六十一年度)。それが二九の都市連絡協議会に分割され、おののに事務局が設置されている。しかし、その事務局の所在地は、当該地区の教育会館内が三、教育委員会内が四、他の教育関係事務局と合同が一、残り二一は協議会の会長が所属する(郡市協議会の会長は当該地域の単位PTAの会長の互選)PTAの学校内。したがって、会長の任期が終われば事務局の所在地は変わる。加えて、その事務局長

活動はどのようなものか。これだけでは即断できないが、少なくとも一種の開店休業状態にあるPTAも少なからずあることが想像できる。

表4は同様に組織されている専門委員会の調査結果である。五〇パーセント以上の組織率の委員会は、①広報、②校外指導、③厚生・給食の三種。民主主義の啓蒙機関の一つとして結成を奨励され、青少年の健全育成を掲げて進んできたPTAの歴史を象徴するものなのか。だが、社会教育関係団体として成人教育の促進を強調してきている割には、成人教育や教育問題に関する委員会を持つているPTAが少ないのは今後の問題ではないか。また、一概に比較はできないが、役員関係と委員会関係の組織率を全体として比較すると、役員の組織率のほうが高い傾向が見られるのは気になる。PTAが活動のためではなく、役員だけの組織になっているという、いわゆる組織の形骸化の証左でなければよいが。

最後に未組織校の問題を見てみたい(表5)。未組織校の数自体は全体の比率で見れば非常に少ない。ただ東京と大阪の周辺県に集中し、その理由に「新設校」「地域の実情」「父母会だけでよい」が多く挙げられることは、前章のコンセプト(e)の問題に通じるものであろうか。「設立の見通しは当分ない」と答える比率が高いことも含め、たとえ数は少なくとも、今後のPTAの動向を探るうえで重要な問題提起ではないだろうか。

(二) 連合組織と単位PTAの実態——静岡県の場合

図1は静岡県のPTA各連合組織の構成と、その活動内容を図示したものである(注11)。

各学校に子供を入学させた父母は、単にその学校のPTAの会員だけではなく、郡市一県(静岡県の場合は、その間に東・中・西の各地区が入る)一ブロック一全国、という四〜五段階のPTA組織に自動的に加入する。そして各

表8 静岡県内単位PTAの専門委員会分類と各類型の設置総数

類型()内は 設置総数	専 門 委 員 会 名
教育・研修 (706)	成人教育、成人、成人研修、成人教養、成人家庭文化、調育文化、文化芸能 教養、教養向上、生活教養、修養、学芸教養、学年教養 教育、教育研究、文化教育、家庭教育、児童教育、学校教育、特殊教育、しつけ、社会教育、社教、学習 教育推進、教育振興、教育奨励、学業奨励、教育向上、余暇 研修、研修教養、組織研修、広報研修、会報研修、学年研修、会員研修
厚生・福祉・給食 (322)	厚生、厚生事業、福利厚生、福祉厚生、学級厚生、児童厚生、給食厚生、社会厚生 給食、給食協力、学校給食協力、保健給食 福祉、施設福祉、生徒福祉、福祉厚生
校外補導・生活 (714)	補導、校外補導、校外指導、生活指導、生徒指導、校外生活指導、校外、校外生活、生徒指導、指導、校外育成、体育補導、教育補導、厚生補導、交通補導、指導対策、補導、育成、校外生活育成、育成指導、健全育成、安全補導、児童育成、生徒育成、社会補導、保体補導、生活、社会生活、子供会補導
保健体育・衛生 (502)	保健、体育、保体、保健衛生、保健指導、保健保育、学年保体、保健給食、保健安全指導、保体安全、保健安全、健康安全、健康
交通安全・防災 (101)	交通安全、交通、交通指導、安全指導、校外交通、安全教育、児童安全、生活安全、健康安全指導、健康安全、保健安全、安全、交通補導、安全補導 防災、防災対策、災害対策、地震防災、火防
広 報 (303)	広報、広報活動、教育広報、成人広報、会員広報、広報連絡、連絡、広報事業、新聞、会報、広報研修、会報研修
環 境・施 設 (492)	環境、環境整備、環境美化、環境特別、教育環境、教養教育環境、生活環境、学習環境、環境整備、整備 施設設備、校内整備、学校整備、施設環境整備、整美 学校施設、文化施設、教育施設、施設事業、設備、施設、施設緑化、協力、学校行事協力
農 園(6)	造林、農園、園芸、緑化
図 書(6)	図書、図書館
進 路(9)	進路、学業指導、進路指導、奨学
母 親(46)	母親、母の会、婦人、婦人学年
子 供 会(7)	親子活動、子供会育成、子供会、子供会世話人、子供会補導
学 年(237)	学年、学年代表、学年委員、学年企画、学年運営
学 級(52)	学級、学級代表、学級委員、学級委員長、学級活動、学級連絡
地 域 (25)	地域、部落、地区、地区代表、地区理事、地区委員、地区推進、町内、町内代表
組 織 運 営 (167)	事業、総務、総務会計、財政、財務、予算、予算企画、事業予算、企画、企画総務、企画事業、学年企画、常任、会員、会員活動

は当該校の教頭が兼任することが多く、また、教育会館内等の常設事務局であってもPTA専従ではなく、他の教育関係の事務局を兼務している場合が多いとのこと(注12)。
 表6は「基本調査」から採った全国の郡市連合会の事務局に関する集計である。やはり事務局所在地は学校内が多く、独立はわずか二八である。事務局員も無償と行政機関が約九〇パーセント、学校職員、教頭、教務主任、指導主事等が、その具体的な構成員とのこと(注13)。

連合組織の活動は、①組織活動(総会・理事会・委員会等)、②学習活動(研修会・研究会・講演会等)、③実践活動(地域実践活動等)、④教育運動(要望活動、教育世論づくり等)からなり、単位PTAとは統制・支配ではなく、サービスタウンと相互依存関係にあるとされる(注14)。しかし、上記のような事務局体制では統制・支配どころか連合組織自体の運営・活動を進めるにも支障をきたすのではないかと思うのは筆者のみか。

では、県組織のレベルではどうか。静岡県の場合、図1に見るように、四種の専門委員会を持ち、総会等の組織上の会合、研修会、各種実践活動、表彰活動、行政機関への建議等を活動内容として、郡市協議会から選ばれた役員が運営している(注15)。また、広報活動として「静岡県PTA新聞」を毎月、研修資料「話し合い」と年報「あしあと」を毎年発行している。更に、PTAとしての事業のみでなく、行政機関や他団体の事業とのかかわりも少なくない。ちなみに表7は、静岡県教育委員会内においてPTAの直接的な所轄課ではない青少年課が行う事業の中で、PTA関係者が参加もしくは委員となる事業である。

そして、これら他団体の窓口となり、また各種活動の要となる県連絡協議会の事務局は県教育会館内にあり、職員は事務局長と局員の二名である。専従とはいえず、二名により、また、直接指導しなくとも様々な組織内外の活動・運営と二九地区八〇三単位PTA四十万余の活動を掌握することは不可能に近いのではないか。まして、郡市事務

局が上記のような状況であれば、なおさらである。もちろん役員はいる。しかし、いずれも単位PTAの役職、都市協議会の役職を持ち、そして、当然のことながら、いずれも父母の代表であり、仕事や家庭を担う者である。おのずとその活動には限界がある。

このように見るとき、PTAの連合組織は、その組織図や会員数から想像される大きさのイメージとは異なり、限定された少数の人の一種自己犠牲的活動により支えられた骨組みだけの組織と個別的な活動の集合体であると言わざるをえない。

では、単位PTAの場合はどうか。

表8は昭和五十八年に静岡県PTA連絡協議会が県下の七八六単位PTAを対象に実施した調査を基に、県内各単Pに設置されている委員会をその名称から判断して一六種に分類し、その主要な名称と総数（ほぼ設置校数に相当する）を示したものである（注16）。この表が示すように、各単Pでは実に様々な名称を持つ委員会が設置されている。ただ、各類型の総数に偏りがあることから、その活動の範囲はかなり類似した枠組みの中にあると考えられる。すなわち、設置数の多い委員会の類型を挙げると、一位が校外補導・生活で七一四。二位が教育・研修で七〇六、三位が保健体育・衛生で五〇二、四位が環境・施設で四九二、五位が厚生・福祉・給食で三三二、六位が広報で三〇三である。

ということとは、対象となった単位PTA数が七八六であることから、単Pのほとんどすべてに、何らかの学校外での子供の生活指導や補導を担当する委員会が設置されていることになる。特に中学校の場合、その傾向が顕著である（注17）。中学生を取り巻く状況を暗示しているのであろうか。同様に父母を対象とする学習活動を目的とする教育・研修は七〇パーセント以上の単Pで組織化され、学校の体育祭の補助やPTA主催のスポーツ行事の運営、

表9 静岡県内単位PTAに設置された専門委員会数の都市別比と平均設置数

	専門委員会設置数（表内の数値の単位は%）								平均設置数
	0	1	2	3	4	5	6	7	
市部	0.2	0.0	0.2	5.5	27.9	30.1	23.4	12.7	5.1
郡部	3.1	1.0	2.4	12.7	28.9	30.9	16.8	4.1	4.4

あるいは子供の健康に関する活動を担当する保健体育・衛生と、教育条件の改善のため学校施設や通学路の整備等を主導する環境・施設は六パーセント以上。子供の健康・福祉や給食等の食生活に関する活動を担う厚生・給食と、各委員会活動を始めとしてPTA行事や活動全体を各家庭に伝えるとともに、啓蒙の役目も果たすことが期待される広報が四〇パーセント前後である。

これらは、日Pの基本調査の結果と比較しても、全体として、静岡県の単Pの専門委員会組織率は高いと言えよう。ただ、全国では組織率の最も高い広報が静岡県では五位であることはやや気になる。もともと、静岡県PのPTA新聞等でも単位PTAの広報関係の記事がかなり掲載されていることから、一概に広報活動がなされていないとも言えない。

他方、PTA活動の担い手である母親を対象とする委員会是非常に少なく、全体で四六。実質的に他の委員会も含めPTA全体を支えているのが母親であるため、あえて特別に委員会を設置する必要がないというわけだろうか。県Pでは昭和五十七年に母親委員会が既設の三委員会（成人教育、広報、校外生活）に加えて新設されたことを思えば、むしろ今後のPTAの在り方を考えるうえでの課題ではないか。

PTA活動の基盤である学級・学年・地域に関する委員会は、学年が二三七で三〇パーセントだが、学級が五二、地域は二五と少ない。これは学級組織や地域組織がないのではなく、逆に、委員会活動の母体として学級と地域の組織があると見るべきであろう。そのことは、各専門委員会の委員の人選が学級や地域の代表として選出されるPT

表10 伊東市立大池小学校PTAの昭和61年度活動計画表

部 月	本部・事務局	学年委員会	整備委員会	生活委員会	保体委員会	研修委員会	広報委員会
4	三役会・本部役員会・総会 パトロール	授業参観会 学年委員会	農園耕作	パトロール 計画 交通安全指導			
5	常任委員会 役員作業	授業参観会 学級懇談会 学年委員会	役員作業 委員会	委員会 町内別児童 会	委員会 母親パレ ー開始	委員会 家庭教育学 級	委員会
6	三役会 本部役員会 拡大委員会		整地作業	拡大委員会		委員会 親睦研修旅 行	委員会 「一碧」発 行
7	常任委員会	授業参観会 学級懇談会 学年委員会	委員会	町内別児童 会 自転車点検 交通教室	委員会 父親ソフト 開始	家庭教育学 級	委員会 広報日より 発行
8			整備作業		市P連球技 大会(父親 ソフト・母 親パレー)	家庭教育学 級	
9	役員作業	授業参観会 学級懇談会 学年委員会	役員作業 パトロール	委員会 交通安全指 導	委員会 運動会	家庭教育学 級	委員会
10	三役会 本部役員会 S61・日P 関プロ発表			町内別児童 会 生活を語る 会 祭典巡視	委員会	家庭教育学 級 パトロール	委員会 広報日より 発行
11	教育講演会 拡大委員会	授業参観会		拡大委員会 パトロール	リクレー ション大会	家庭教育学 級 教育講演会	委員会
12	常任委員会	授業参観会 学級懇談会 学年委員会	落葉集め	町内別児童 会 パトロール	PT親善パ レー マラソン大 会協力 体育館大掃 除	家庭教育学 級	委員会 「一碧」発 行
1	役員選考委 員会 S60・県P 中間発表		農園整備	交通安全指 導	パトロール	家庭教育学 級	委員会
2	三役会 本部役員会		パトロール	委員会		家庭教育学 級	委員会 卒業を語る 会
3	常任委員会	授業参観会 学級懇談会 学年委員会	委員会	町内別児童 会 交通安全指 導	委員会	委員会	委員会 「一碧」発 行 パトロール

Aが多いことから確認されよう。それに対し学年は活動の基盤ではなく対象として、言い換えれば学年として何らかの活動が必要であるという観点から組織されたものと考えられる。ということは、学年という単位は学級や地域と異なり、日常的な活動の場としてとらえられていないことになる。逆に、専門委員会がPTA全体としての活動を検討し、実施する機関だとすれば、学級と地域は日常的な活動の場であっても、PTA全体で、その在り方を検討する対象としては見られていないとも解釈できまいか。この点も母親の場合と同様に今後の課題であろう(注18)。

更に郡市・小中別に、その傾向を見ると、表9が示すように、全体として郡部のほうが専門委員会の組織率が低い傾向がある。郡部においてはPTA活動が明確な組織を持った形でなされることが少ないようだ。もともと、そのことが、即、PTA活動の停滞を意味するのではなく、むしろ組織的ではなくとも、より地域に密着した父母と教師の活動がなされている可能性もある。逆に市部では、PTA活動が専門化することにより、活動の特殊化、部分化、形骸化に陥る傾向がないであろうか。加えて前節で示したように、静岡県ではまだないが、大都市近郊地域の新設校においてPTAが結成されないケースが出てきていることは、単純に組織化の度合いがそのままPTA活動の強さを示すものではないことも指摘しておかねばならない。ただ、市部と郡部の間に同じPTAといっても、その組織の在り方や活動の進め方において相違があることは明らかであろう。

(三) 学校の中のPTA

表10は静岡県PTA連絡協議会により研究実践委嘱(昭和六十・六十一年度)された伊東市立大池小学校のPTAの年間活動計画である(注19)。まず、生活委員会の活動を拾ってみると、町内パトロールの計画と実施、児童会、自転車点検、交通安全指導、祭典巡視、そして生活を語る会と拡大委員会(PとしてPTA本部役員・生活委員、Tと

して校長以下関係職員、地域として区長・育成会・子ども会役員・幼P役員・スポーツ団体役員等が出席して、学校・家庭・地域における子供の実情把握と問題点、指導の共通理解、指導体制の確立等について話し合う会がある。正に、学校が目の届かない子供の校外生活全般にわたり、学校（教師）に代わって指導（保護？）の手を伸ばしていると言えよう。

研修委員会を見ると、家庭教育学級が年一〇回、親睦研修旅行と教育講演会にバトロールが一回入る。なお、実践記録によると家庭教育学級を研修委員会に位置づけたのは、「子どもの教育をすべて学校に任せるのではなく、家庭で行うべき事は家庭でしっかり行いたい、それには会員自身がまず勉強し、研修をつみあげていきたい」からだとされている。また、計画表には記入されていないが、手芸、園芸栽培、音楽講座、給食試食会、ダンス教室、体育教室、石けんづくり、市内見学などが行われているとのこと。前節のコンセプト(1)で示したように、PTAのカルチャーセンター化が話題になることがあるが、その観なきにしもあらずである。しかし、家庭教育学級の位置づけに見られるように、あくまで学校教育を支える親（母？）としての在り方の学習を理念に掲げていることは強調しておきたい。

保体委員会では母親バレー（教師による指導、五月以降毎月曜日夜七〜九時練習、練習後は体育館の掃除）、父親ソフトの練習（七月以降毎日曜日、十数名の父親と教師が練習）、いずれも市P連球技大会参加のため。そして運動会、リクレーション大会（ドッジボール、ソフトボール）、PT親善バレー、マラソン大会協力、体育館大掃除にバトロール。P間、P-T間の親睦を目的としつつ、学校の体育行事の裏方を担う委員会である。

整備委員会ではどうか。農園耕作、整地作業、役員作業、落葉集め、農園整備、そしてバトロールとなっている。実践記録によると、特に八月の整備作業は、下草刈り、植木の手入れ、遊具のペンキ塗り、校舎内特別清掃（ワックス掛け・ガラス拭き等）に加え、六十年度はマラソンコースの整備、遊具の設置、温室整備、ゴミ置き場新設等、

六十一年度は教材園整備、植木の移植、遊具の移動、倉庫修理等を行う。参加者は約三百名（父親は百名）。文字どおり学校を作る活動が父親の手によりなされていると言うべきか。

以上のような大池小の例は、県Pの実験委嘱であることから、そのまま他の多くのPTAに当てはめることはできないであろう。しかし、少なくとも学校の中で、PTA活動の一つの理想像として考えられる。その意味で、ここに列記した各専門委員会の実態は、今日のPTA組織と活動を支える理念を暗示していると考えられる。

ところで、PTAは初期の学校後援会的性格から社会教育関係団体としての成人教育の場に脱皮し、今日では、地域活動の主体者としての活躍が期待されている。しかし、上記の大池小の例から判断するに、このようなPTAの変遷は、活動の変化というより活動の増加と見るべきではないか。確かに金銭の寄付を主とした教師や学校設備への援助は見られない。それは法的にも規制されている。だが、整備委員会の活動内容は金銭に代わる労力による学校援助である。また、研修委員会や保体委員会の内容が成人教育であることは言うまでもなく、生活委員会の活動は正に地域活動の要としての行動である。

更に、学校との関係から見ると、後援会→成人教育→地域活動という流れではなく、飽くまで後援会という基盤のもとでの成人教育と地域活動という構造がとらえられる。すなわち、いずれもPとTによる会独自の活動というよりも、学校がその教育の一貫としてなすべきことを、教師に代わってPが請け負い、事に当たるとい性格が強いのではないか。換言すれば、学校教育の延長の中にPTAの活動があり、それもPとTの会ではなく、Pを主たる担い手とするPTA、という組織の活動があるといえは言い過ぎか。

このような観点に対し、それはPTA本来の姿ではない原点に戻るべきであるという意見もあろう。しかし、この大池小PTAの活動が一つの理想的パターンとして提起され、また、実際に類似した活動が各地のPTAでな

れている事実是否定できない。

PTAのあるべき方向に対し、学校とは別組織であることを前提に、一定の理想像の実現を託す論点から述べられる傾向が強い。それは教育行政に批判的立場をとる者のみでなく、後援会→成人教育→地域活動という発想に代表されるように行政の指導にも当てはまる。だが、学校に子供を通わせる故にPTAに属し、T会員ではなく、子供の先生として教師と対面せざるをえない父母には、学校の意思と異なる次元で活動することは不可能に近いのではないか。子供が世話になっている学校のためならば時間を割いてPTAに参加するというのが多くの父母の思いであろう。その結果が、後援会の枠を踏み外さない限りでの社会教育関係団体としての各種事業であり、子供の学ぶ場が少しでもよくなるならば労力の提供もということではないか。それを、本来のPTAではなく、後援会に過ぎないと批判することが果たして有効なのか。かえってそのような批判により、PTAは、形式的にPTA独自の活動であることを明示するために組織機構の拡大と活動内容の多様化を進め、実質的には父母の学校教育への動員機関として機能せざるをえなかったのではないか。

また、誤解を恐れずに言えば、PTA論の多くはPTAを「民主主義の学校」に位置づけ、役員選出の過程や活動の進め方において手続きの厳密さを要求する。他方、一度作られた組織は当初の意図を超えて、その維持のための活動を要求する。プロセスとしての民主化は、その決定に時間を要する。だが、PTAのサイクルは学校の時間に合わせて基本的に一年サイクルである。組織の民主化を形式的に進めようとするほど、活動を活発にしようとすればするほど、PTAの組織は拡大と形骸化の悪循環に陥ってきたのではないか。そして、そのずれを役員の個人的努力や連合組織の活動により繕ってきたと言えまいか。

更に、このような理念と親の意識や学校教育の現状とのずれが、組織の拡大に反し、PTA活動への参加者の減

少という結果を生んだのではないか。多くのPTAの悩みは、活動内容の質よりも参加者の量であろう。高適な理念のもとに開催しても参加者が集まらないことを嘆く家庭教育学級委員がいに多いか。校務分掌の一つとしてとらえざるをえないPTA担当教師の義務感と、非協力というより関心を示すこと自体を自覚しないT会員の狭間で右往左往する母親役員は数知れない。そして、このような傾向はPTA組織と活動の基盤とされる学級PTAや地域組織の活動に端的に表れている。

静岡県PTA新聞の昨年(昭和六十一年)十一月一日号は「学級・学年PTAによせる意見」を特集し、一〇人(Tは一人)の意見を掲載した。そこに共通するのは、授業参観の参加者は多いが、その後に行われる懇談会に残る父母(実質的には母)が少ないこと。その懇談会の内容も、「先生中心で、学校主導型でつまらない」「みんな本音を話し合っていない」「話の内容がいつも同じで新鮮味がない」との父母の声を寄せたT会員の意見に代表されよう。更に、そのような現状を変えようとして、テーマを明確にして臨もうとする役員と、我が子のことで悩む母親の思いとが擦れ違う様子も述べられている。同様に地域活動においても、地区単位の会合をわざわざT会員出席の下に夜開いたところ、参加者は役員と教師に父母が数名という若い経験を寄せたP会員もいる。

どうやら学校の中のPTAの現状は組織形態や活動様式ではなく、その理想像や理念の次元からの再検討を必要としているようだ。

以上、前節で提起したPTA問題への視点を基に実態をとらえてきた。その結果、大都市を中心に会員の条件や会長人事に変化は見られるが、全体として活動の停滞、組織の形骸化は明らかであり、その象徴が未組織校の出現であろう。連合組織においても事務局の実態に代表されるように問題が多い。しかし、最も指摘すべきは、基盤となる各学校でのPTAの理念の次元からの再検討である。今日のPTAの課題は、巨大な「眠れる獅子」をいかに

目覚めさせるかという観点からではなく、弱小の個々の学校の中のPTAの在り方に集約されると考える。この点を中心に今後のPTAの課題を次節に考察したい。

三 課題としてのPTA

(一) PTAの課題とは

学校を支え、そしてPTAを枠づけた理念とは何か。

日本の学校教育の歴史は、山間僻地から大都市まで等しく国民に教育の権利を保障することを目指す過程であった。その原理とも言うべき構造的な特性を松下圭一は、官治性(行政主導による教育)、無謬性(無謬の原点(勅語、国定・検定教科書)による教育)、包括性(全国民の全生活を覆う教育)の三種に要約する(注20)。この指摘は、そのままPTAにも当てはまる。参加者数へのこだわりは、全員参加すべきであるという包括性を前提にした批判。遊びであってはならないとするのは無謬性の表れ。また、その成立期以来、PTAの位置づけの変遷が行政主導であったことは否定できない。同様のことは教育行政に批判的な人たちの論点にも共通する。教師の無謬性を前提に問題を行政や管理職の在り方に結び付ける視点。自己の社会観や教育理念に反するものを誤りとして否定する包括性。そして、PTA活動を一定の共通する方向に向けようとする主導性。主体と方向は異なるが、構造的には類似している。

もっとも、学校とPTAでは批判の方向は逆である。脱学校論を代表に、学校は上記の原理が、ある意味で高度に現実化されることにより生じた問題故に批判されるのに対し、PTAは、現実化できない故に批判されることで

ある。とすれば、むしろ現状の問題とされていることが自然な姿であり、今後の課題を暗示しているともとれないであろうか。

PTAに対する理念や期待がどうであれ、また模範的なPTA活動として紹介される内容がどうであれ、実際には個々の単位PTAを担い、参加する会員の大部分は父母であり、その意識は我が子のためによかれと思つてであろう。それは各種PTA論が前提とする理念や学校の原理ではなく、いわば子を持つ親としての素朴な論理以前の生活に根差した共通感覚(コモンセンス)ではないか。仮に、それを学校の原理に対し、生活の原理と名付けるならば、今、PTAに最も必要なことは、この生活の原理を徹底させることにより、学校の原理を取り囲むことではないか。すなわち、知識人や教師や行政官、更にはPTA役員として会員やマスコミの前に現れたときの目ではなく、子を持つ生活者の目から発想し、行動することこそ最も必要なことではないか。

今日、学校は様々な観点から批判の目を向けられ、時代の変化に対応せざるをえない状況にある。その共通する観点が、これまで学校を支えた原理の再検討にあると考える。その典型が臨教審の生涯教育の提唱であろう。また、地域学習の提起や生活・体験学習の試みであろう。だが、そのこと自体が従来の学校教育の枠組みの中でとらえられるしかない現状において、改革への道は容易ではない。しかし、子供たちは育ち続ける。とすれば、学校自体の改革を待つのではなく、実質的にそのような現実を学校的現実の中に作っていくことが急務である。ここにPTAの今日的課題がある。

学校を変えることは、学校のためではなく、学校で学ぶ子供たちのためである。そして、その子供を通わせる親の思いである。とするならば、教師と父母が共通の立場に立つとか、民主的手続きが必要であるとか、父母と教師はともに学び合わねばならない、といった美辭麗句を並べるよりも、いかにすれば、父母の手で生活化、地域化、

生涯教育化を子供たちに保障できるかを実践として模索すべきではないか。

(二) 学校の生活化を求めて

(1) 学校、教師、父(男)の論理から、はは(おんな)、子どものせいかつへ

PTAの運営と活動が一部の時間的余裕のある男性と多くの母親、特に専業主婦といわれる人たちにより担われてきたことは周知の事実であろう。その理由として、活動の多くが昼間に集中すること、したがって職業を持つ者には参加が困難であること。そして、そのことは教師が実質的に参加できない理由でもありとされてきた。それに對し、今日では特に都市のPTAを中心に夜、会合が行われるようになってきているようだ。しかし、それで父親が出てきているであろうか。担当以外の教師は出てきているであろうか。多分、多くのPTAの悩みはさほど変わっていないのではないか(注21)。問題は教師が主体的に取り組まないことでもなければ、父親が参加しないことでもなく、PTAの存在意味自体ではないか。

父親が参加し、教師が主体的に取り組むことがあれば、それに越したことはない。だがむしろ、PTAの独自性であり、最大の利点は、教育、学校、子供にかかわる問題に對し、国家・社会の次元で論じがちな父(男)や教師の論理を、生活実感に根差した母(女)のことばからとらえ返し、子供の生活世界を豊かにすることに對して運動を展開することではないか(注22)。民主主義の理念は、役職の平等な振り分けや委任状の有無等の手続き上の形式ではなく、また、会員が一齐にPTA活動に参加すること自体にでもなく、PTAに關心を示さない父親や教師の存在を理解しつつ、しかし、一步一步その生活実感を粘り強く汲み取り、積み上げる過程に實質化すると考える。

日本の学校は学制發布以降、また、敗戦後の新学制にあっても、一貫して近代(国家・産業・国民・価値)化の手段としての役割を果たしてきた。そして今、学校は、その役割を果たしてきた故に、自らの存在をある意味で否定する状況の中に置かれている。

すなわち、学校は地域に閉じ込められた子供に、学校の成績をてこに自由に社会の階段を上る手段を提供した。また、伝統的な農業社会を工業化するための価値観を親に提示することにより、家庭や地域の日常生活に對し常に上位の位置を保っていた。戦前は国家の代理故に、戦後は民主主義や科学的知識の提供者として、いずれも聖なる学校で教えることは正しく善なるものであることを前提として教育は行われてきた。教師は聖なる職場に仕える司祭であり、父母は、その託宣を承る信徒であった。地域や家庭は旧習にとらわれた否定すべき存在であり、学べべきは学校が教える知識や行動様式、価値観であった。

しかしその結果、学校は意図的かどうかにかかわらず、量的には子供の生きる時間・空間を、質的にはヒトから人間へと育つ過程のほとんどを取り込んでしまった。学校は子供にとって学ぶ場であるよりも生活する場に変わっていった。あるいは子供は学校もしくは学校の延長の中でしか生きる場を見いださなくなっているといったほうがよいであろうか。

だが、学校は本来、科学的知識を代表として状況から自由な抽象的・普遍的知識、言い換えれば、一元的な尺度で評価可能な知識(教科カリキュラム)を教授することを主目的とする教育制度である。近代国家や産業社会に必要な知識や能力を教えることができて、生活者としての人間を育てる仕組みや方法を持ち合わせていない。また、メリットクラシーの原理の基に、平等である(はずの)個人による競争が正当に行われる機会を均等に保障することを目的として組織されたのが学校である。だが、異なる顔、性格、得手不得手の違いを前提に、状況の変化に応

じて知識を具体的・個別的に駆使することが要求される人間の在り方を問われる世界が日常生活である。この学校本来の機能を超える後者の過程（課程？）の学校化を、学校に代わって実質的に担ったのがPTAの活動ではなかったか。

昭和二十年代の学校後援会的性格を脱皮し、最初に手掛けた多くのPTAの活動は、戦後の混乱を経て秩序を取り戻しつつあった社会において、学校の教育から外れる子供を青少年健全育成の名の下にいかに矯正するかわなかったか。社会教育関係団体として成人教育を進める場合にあっては、その大義名分は学校に迷惑を掛けない家庭教育の改善であり、それにふさわしい父母の教育であったはずである。そして、それは家庭や地域にある日常を、学校的日常へと変えていく過程でもあった。その典型が、三十年代の学校からの飛び出しナイフ追放や、今も続くテレビ非教育的番組キャンペーンではなかったか。

家庭や地域から、粗野ではあるが生き生きとした子供の世界を解体したのは、学校とともにPTAではなかったか。学校の拡大はPTA活動の拡大でもあったはずである。

しかし、高度経済成長と、その後の変動に伴う社会の都市化、情報化、そして、学校自体が生み出した高学歴化は学校の知識の一元的優位性を奪った。取り込んだ子供の日常性は、現在、制御不可能な段階にある。そのあがきが、学校の管理主義化の進行であろう。管理は管理なくして秩序が保てないときに現実化する。「現在の管理主義体制が、権威性の現実化という意味をもつのではなく、全く逆に、権威性の喪失の代償という意味をもつ」（注23）という小浜逸郎の指摘は示唆的である。このように考えるとき、都市近郊の新設校でPTAが未組織なのは、PTAが無用なのではなく、PTAという間接的な管理では秩序が保てなくなったためとも言えるのではないか。では、管理でも追放でもない生活化とは何か。それは個別的で具体的に経験的な世界の復権である。すなわち、

個々の場合・場所（トポス）に応じた知識、また、一元的評価が不可能で善悪の基準が流動的（両義性）な規範からなる知識により構成された現実。言い換えれば、学年、組、番号により整然と秩序づけられた背番号の世界ではなく、うちの〇ちゃんは、あその△くんは、という代替不可能な顔を持つ、固有名詞の世界の再構築である。

今、PTAがなすべきは、まず、学校の中に既に潜在するが教師と学校の教育が認知できない子供たちの固有名詞の世界をいかにすくいとるかである。成績は駄目だが遊びの名人〇くんを、喧嘩の上手な悪戯鬼の□を、だれからも無視された〇〇さんちの×ちゃんを、親の欲目で見ればみんなかわい子供という思いから、認め、褒め、叱り、元気づけることである。そして、学校にしか生活の場を見いだせない子供に居場所を与え、学校の外にも生活が、自分を表す場があることを気付かせることではないか。

また、このような個別的で評価不可能な生活の知識と世界を、教師と学校との間に創造できるかが、PTAの学校に対する役目ではないか。家庭で知った男のだらしなさや子供の聞き分けのなさ、地域で得た対人関係の煩わしさや異世代と話を合わせる気苦労、パートで経験した自由な気分と女としての世界、これらすべてを武器として、母親が学校の中に、また、学校の外に生活者としてのしたたかな文化をいかに創造するか。これが今日のPTA活動に最も必要なことである。そして、このことこそ真に学校のためとして、時代・社会の変化に対応できず硬直化する学校を実質的に変えていく大きな力となる。

その具体的な方法であり、展開される場でありが母体でもあるのが地域（づくり）である。

(2) 学校の地域化のために

現在のPTA活動の大きな部分を占めるのが地域活動である。その多くは地域パトロールに代表される学校の補

導や警察の非行防止の延長か、伝統産業や文化の収集と、それを用いての学校教育への協力であろう。そのこと自体が悪いわけではないが、少なくとも多くの親や教師にとって魅力のない活動ではないか。その背景に地域（観）の変質がある。

伝統的な村落共同体的文化と規範に覆われた農業を中心とする閉鎖的、恒常的な人間関係からなる村を離れ、町の、自由で平等な個人主義文化と雇用者（サラリーマン）という職業を選び、フライバシの名の下に部分的な人間関係を求めて家庭を築いてきたのが、今日のPTAを構成する多くの人たちの生き方ではないか。すなわち、教師も親も旧来の地域を否定することにより現在の生活を獲得してきたはずである。また、職住分離と住居移転が前提となった社会では、住む家がある所としての地域に、第一義的な必要性を感じさせることは困難である。だが、それは地域という存在が不必要になったということではない。そこにいるから（地縁）というだけでは地域としての意味を持ちえないのが今日の状況であるということだ。地域のとらえ方自体の変化が要請されるゆえんである。

したがって、伝統的な地域組織（自治会、婦人会、青年団、PTAの地域組織も入るか）を強固にすることだけでは地域を再生できないであろう。従来の地域観により居住しているだけを理由とする悉皆的な地域組織による人間関係の強制は、例え参加することはあっても、せいぜい義務の一つとしてとらえられるだけで、日常生活空間を共有する全体的な人間関係へと進むことは少ないのではないか。特に都市や、新住民が流入する所では。

では、今日の地域とは何か。まず、「縁あって他者とともに自己を形成する意味の時空」、あるいは「選択されたコミュニケーションの網目」（知縁）と表現したい。

今、必要なのは人と人の間に、人と人の縁の重なり合いにより、様々な人が、共に住み、生きることのできる意味の世界としての地域をどのようにして作っていくかである。言い換えれば、同質的なムラビトが、その地に帰属

することによってしか生活を営むことができず、したがって、伝統的な秩序と文化を何よりも重視しなければならぬような地域ではなく、職業、世代、性、生まれ育った場、学歴等の多様性を前提に、相互に独立した異質な他者が、生きるうえで共有する時間と空間を、より住みやすいものとするため、共に参加し、未来に創造する地域（づくり）こそ今日必要な地域観と地域活動ではないか。

他方、かつて田舎を捨て、都市に移住した者には、「故郷は遠くにありて思うもの」であった。だが、今、都市に生まれ、都市に育った者には、「故郷は近くにありてつくるもの」となる（注24）。そのために必要なのは、かつての町内会の団結やムラの秩序への郷愁や再現ではなく、相互に見知らぬ同士の間、子供を守り育てるために、また、子供たちとともに生活するうえで築いていかねばならない今日的課題に応じたコミュニケーションの場である。

そして、このような地域づくりは、特別な運動故に築くことが可能なのではなく、PTAに参加すること自体により、また、PTAのメンバーとして、学校、家庭、地域に無自覚的に張った網の目を自覚的な子育てのネットワークとしてとらえ返すことから始まる。

大人にとってカルチャーセンターや盛り場が地域の代償となりえても、子供にあるのは学校と家庭と、その間の世界だけである。そこを地域にすることは子供を生んだ大人の責任である。しかし、それは子供同士のコミュニケーションの輪を大人が用意することからではなく、大人自身の人間関係の再構築から始まることを強調しておきたい。またそれは、形式的な規約に基づく年中行事としての活動の結果ではなく、動機はどうであれ、活動する過程において培われるものであることも付け加えたい。その意味で、今日のPTAがなさねばならないことは、活動の量的拡大や参加者の増加のための方法の考案ではなく、活動の過程の見直しであり、その意味づけの転換である。

例えば、地域活動の中心である健全育成運動の場合、PTAがなすべきは、不良文化というレッテルを貼り、校园文化にそぐわないものを子供の目から排除することではない。それはせいぜい他地区に問題を追いやるだけで、本質的な解決にならないであろう。大事なのは、子供が自分自身で選択できる力を付けるための機会をいかに用意するかである。生活者の目とは、子供を危険から守ることであっても、それは危険をなくすことからではなく、危険にあつても対処できる能力を育てることに向けられねばならない。隠すことはかえって生活力の育成の妨げともなる。いわゆる「負の教育力」を子供たちから奪ってはならない。切り出しナイフや飛び出しナイフの危険性を避けるため、ナイフを使えなくしたことを忘れてはならない。

また、前項でも述べたが、学校に適応できない子供には、非行のレッテルにより排除することではなく、非行という自己表現を必要としない世界を用意することこそPTAにしかできないことではないか。餓鬼大将の復権を叫ぶ前に、餓鬼大将の存在を排除したのはだれなのかを振り返るべきである。復活が要請される異年齢集団による遊び、あるいは子供文化は、常に今の大人の価値への反抗を潜在させたものであり、それが新たな時代の大人を準備する活力であるはずだ。

但し、このような活動が単なる理想論に終わるか、現実化するかのキーポイントは、子供と子供、大人と大人、そして何よりも子供と大人の間に固有名詞の世界が、言い換えれば顔の見える、自由なコミュニケーションが不断に創造され続けているかどうかである。すなわち、最も重要なことは、上記の過程が異質な主体の参加により創造する人間関係の重なりとしての地域づくりの過程においてなされるかどうかである。

かつて学校は、村落共同体の核として機能した。それと同一ではないが、学校を再び、生活者の手に取り戻す過程において、学校に奪われた子供の生活世界と、その教育の両義性の再生が、更には学校自体の活性化が可能にな

るのである。そして、それが実は生涯教育の機関として学校が、また、その教育が再生する道であると考える。

(3) 学校の生涯教育化のために

PTAと父兄会や保護者会との違いは、学校教育への従属もしくは補完か、学校とは異なる教育の主体者であるかどうかであろう。PTAは全員加入を前提としつつも、学校とのパートナーという関係において活動をいかに創造するかがその再生の鍵である。活動への参加者がPTAの担い手であり、活動に参加した者にとっての意味こそ重要である。学校のカリキュラムにこだわり、教師の参加にこだわり、多くの父母の参加にこだわるよりも、学校がなしえない子供の育成の方途を創造すべきである。政治的判断ではなく、前年度の活動の繰り返しではなく、組織の存続のための活動ではなく、全国、全県一律の発想ではなく、その学校に通う子供の状況に応じた活動が粘り強く創造されるべきである。

管理、事故、維持上の問題、二重労働等を理由に、たとえ学校と教師が不参加であったとしても、父母のみで独自に子供のための活動を組むことに臆病であってはならない。

とともに、その情報をいかに多くの人にわかりやすく伝えるかが勝負。それは参加しやすさでもある。日曜の朝五時半にお父さんの活躍する場を用意するPTA。学校の基準を守りつつも、学校の周りの農業用水路に鯉を飼うPTA。工夫の余地は多い(注25)。

また、教師に対しても、多様性を持って臨むべきであろう。例えば、新任の先生がPTAに理解がないとよくいわれる。教え方への不満を聞くことも多い。だが、半人前から一人前へと教師を育てる人こそ育てのベテランとしての母親であり、社会人の先輩としての父親ではないか。教師は免許証故に教師ではなく、子供を教え、父母と

接する過程において教師になるのである。正に新任教師の育成こそPTAの重要な役割である。

生涯教育とは、単に施設の充実・統合でもなければ、時代の変化とそれに応じた各世代にわたるカリキュラムができることで完成するものではない(必要条件ではあるが)。最も重要なのは、学びと教への日常化である。不断に自己の可能性を開花させる積極性、すべてを自己の創造物としてとらえる能動性、すべてを学びの対象とする謙虚さ、学びを教へに、教へを学びに転換させる人としての魅力、皆教師、皆生徒、そしてみんな形成途上の人、それが生涯教育の理念ではないか。生涯教育は生き方の問題としてとらえられてこそ、その条件は十分満たされる。

学校の組織と教育が、このような意味で生涯教育機関として再生できるかどうかの不可欠の契機は、従来の学校的現実の中に異質な要素を採り入れられるかどうかである。違和感を持つ人との葛藤が自己のアイデンティティを確認させ、自己を成長させる。PTAこそ、その宝庫である。PTAは、その意味で、全員加入の利点を生かし、いかに多様・異質な人と人の出会いの場を創造できるかが勝負。学校の生涯教育化は正にこのようなPTAの再生によって可能となろう。ただそれは、重要だが一つの契機であり、すべてがPTAによって決まるということではない。そのようにPTAを再生させるかどうかは、逆に学校と教師に課せられた問題であることを指摘し、本章を終わりたい。

注—参考文献

- 1 二宮徳馬「日本PTA史話」二六頁、学事出版、一九七八年
- 2 二宮徳馬、前掲四一頁
- 3 山住正己「PTAで考える」一八頁、晩成書房、一九八二年

- 4 松坂忠則「座談会 七一年PTAの方向」の中での発言、全日本社会教育連合会編「社会教育」一九七一年四月号、一四頁

- 5 松坂忠則、前掲一八頁

- 6 岩村実「父母と教師の連携のありかた」第三十四回日本PTA全国研究大会「大会要項」九二頁、一九八六年

- 7 川鍋幸三郎「地域の教育力を高める活動」全日本社会教育連合会編「社会教育」一九八四年八月号、五頁

- 8 徳永孝一「全P研からみた教育問題とPTA問題」『月間社会教育』一九七九年四月号、五五頁

- 9 二宮徳馬、前掲一四二頁

- 10 本調査は昭和五十八年(一九八三)に日本PTA全国協議会がすべての公立小・中学校を対象に実施したもの。その結果は日本PTA全国協議会編「PTA基本調査報告書」として発行されている。なお、本章で使用した表は、いずれも、この「報告書」のデータを基に筆者が独自に集計・作成したものである。

- 11 静岡県PTA連絡協議会編「わたしたちの話し合い」第三〇号、一九八六年、五九頁

- 12、13 静岡県PTA連絡協議会事務局への取材から

- 14、15 静岡県PTA連絡協議会編「わたしたちの話し合い」第三〇号、五九頁

- 16 静岡県PTA連絡協議会編「昭和五十八年度(昭和五十八年七月一日現在)PTA会費・専門委員会(部)・PTA傷害保健調査」を基に筆者が作成した。なお「ほぼ設置校数に相当する」と断ったのは、委員会名を基に分類・集計したため、同一類型に属する複数の委員会が一つの単位PTAに設置されている場合もあり、委員会総数と単位PTA数とは必ずしも一致しないため。

- 17 表8には記入していないが、調査対象となった中学二五九校に対し「校外補導・生活」の類型に入る委員会の数は二七二である。学校数より委員会数が多いのは注16で示した理由によるものと思われるが、この点も中学校の校外補導関係への関心の高さを示す資料と考へる。なお、小学校の場合は対象校が五二七で該当委員会数は四四二である。

- 18 例えば、藤田恭平は教師の閉鎖性を示す「学級王国」を学級PTAに当てはめ、次のように批判している。「学級PTA

王国”に閉じこもって満足してしまうような雰囲気生まれがちのようである。父母のなかには、学級PTAさえうまく行っていれば、学校PTAなどいらぬのではないかなどといった出す人さえいる。日本教職員組合編『教育評論』一九八四年五月号、二〇頁

19 伊東市立大池小学校「魅力に富む実践活動によって会員意識を高め、より多くのPTA会員の参加を図る」静岡県PTA連絡協議会編『昭和六十・六十一年度 研究実験委嘱PTA実践記録』六頁。なお、以下の大池小学校PTAの実践内容は本書に記載されたものから筆者が適宜抜粋したものである。

20 松下圭一『社会教育の終焉』六―七頁、筑摩書房、一九八六年

21 PTAの会合が夜開催されることにより、次のような新たな問題が生じている。

①昼間なら参加できる主婦が、家族が帰って来る夜には参加できなくなる。

②昼間であれば子供たちの姿や学校の教育状況を身近に感じながら活動を進められるが、夜では不可能である。

③夜の会合を学校で開催する場合、その光熱費をどこが出すかが問題になる。

22 PTAが女性中心であるといわれて久しい。また、それ故に問題があり、父親も出席せよとの意見も多い。しかし、その文脈で意味される女(母親)の論理とは、男や教師から見た女性(母親)の姿ではないか。あるいはエリートとしての女性から見た女の論理ではないか。筆者の意図するのは、違和感を感じつつも心情を語る言葉を持たず、子育てに悪戦苦闘するどこにもいる母親の実感(善悪の相矛盾する感情が同居し、合理・不合理の軸が流動、且つ多重的な思考が混在する)を出発点とする「おんなのことば」である。上野千鶴子『女という快楽』勁草書房、一九八六年、平田圭子『PTAほほえみ発見記』あいわ出版、一九八三年参照

23 小浜逸郎『学校の現象学のために』一三六頁、大和書房、一九八五年

24 玉野井芳郎『地域主義の思想』農村漁村文化協会、一九七九年

25 いずれも浜松市立有玉小学校PTAの実践。もと有玉小学校PTAの会長で現在は静岡県PTA連絡協議会副会長の川口真澄さんへの取材から。

*本稿を作成するに当たり、静岡県教育委員会社会教育課指導主事遠藤亮平先生、同青少年課指導主事鈴木敏彦先生、静岡県PTA連絡協議会事務局長吉田栄司先生、静岡県PTA連絡協議会副会長長川口真澄さん、静岡県公立高等学校PTA連絡協議会事務局長渋谷美津子さん、静岡県PTA連絡協議会事務局員三好みどりさん、各先生方から有意義なお話を聞かせていただき、また、貴重な資料をお借りすることができました。末尾ながらお礼申し上げます。またデータの集計のさい、本学大学院生の小泉幸伸君、増山富君、鈴木岐君、菊地勝義君の協力を得たことを記して感謝の意とします。

目次

第一章 学校のプレッシャー・グループ	角替 弘志	七
一 学校の基本的性格		八
二 社会的諸勢力と学校		一七
三 両親と学校		二九
第二章 学校と教育委員会・教員団体	馬場 将光	三三
はじめに		三六
一 学校と教育委員会		三六
二 人事管理		三九
三 物的管理と財的管理		六六
四 運営管理		七三
五 学校と教員団体		八一

第三章 学校とPTA……………馬居 政幸…九

- 一 問題としてのPTA……………九
- 二 実態としてのPTA……………一〇
- 三 課題としてのPTA……………一三

第四章 学校と地域社会……………菊池龍三郎…三七

- 一 学校と地域社会の関係……………三六
- 二 二つの学力―親和的關係の崩壊……………四四
- 三 コミュニティー・スクールの理念と方法……………五〇

第五章 学校とマスコミ環境……………市川 昌…六七

- 一 マスコミと学校教育への影響……………六六
- 二 情報化社会への対応と学校……………八二
- 三 マスコミュニケーションの発達と学校改革……………九〇

第六章 学校と教育産業……………田中 雅文…一〇三

はじめに……………一〇

- 一 機関型教育産業……………一〇
- 二 在宅型教育産業……………一三
- 三 教育産業から何を学ぶか……………一九
- 四 学校に期待されるもの―教育産業の挑戦を受けて……………二六

第七章 学校と家庭……………山本 恒夫…二四

- はじめに……………二四
- 一 家庭像の変遷……………二四
- 二 学校と家庭の關係……………二五